

令和7年12月1日

貸金庫をご利用のお客さま 各位

「貸金庫規定（契約者交付用）」の一部改定に伴うお願いについて

平素は当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

標記の「貸金庫規定（契約者交付用）」の一部改定については、令和7年10月1日付でお知らせしておりますが、この改定に伴い、次のとおりお願いを申しあげます。

1. 現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、現金のお取り出しをお願い申しあげます。
2. 貸金庫規定第2条（利用目的の確認）のとおり、利用目的を確認させていただくため、令和8年1月から順次、お客さまの届出住所宛に申告書を郵送させていただきます。お手元に届き次第、申告書の内容をご確認いただき、チェック欄にチェックのうえ、同封の返信用封筒にてご返送をお願い申しあげます。

なにとぞ、ご理解ご協力をお願い申しあげます。